

## 旅行業変更登録申請書類一覧表(1)

〔第2種、第3種及び地域限定の旅行業者が業務の範囲を第2種、第3種又は地域限定に変更にする場合〕

No.	必要書類等	法人	個人	備 考
1	変更登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は住民票に記載の「住所地」とすること。
2	変更登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	・その他の営業所(支店)がある場合に提出
3	変更登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	・旅行業者代理業者を持っている場合に提出
4	旅行業務に係る事業の計画	●	●	・「10 手配の確実性を証する契約先」欄に係わる契約は、その契約書の写しを添付
5	旅行業務に係る組織の概要	▲	▲	・変更があった場合のみ提出
6	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び 添付書類の写し ※抜粋ではなく、全頁の写し	○		・直近に申告した確定申告書全頁及び添付書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書)全頁の写し ※「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	・申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 ※複数口座の残高証明書を提出する場合は、同一証明日とすること。 ・土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
7	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・管理者が出向の場合は、出向契約書写及び本人の同意書写が必要
	旅行業務取扱管理者の合格証 又は認定証の写し	○	○	
	履歴書	●	●	・自署したもの
	宣誓書	●	●	・自署したもの ・個人事業者又は役員が管理者の場合は重複提出不要
8	標準旅行業約款	●	●	・約款2部 (2部のうち、1部は、登録通知書交付時に返却)
9	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	○	○	
10	旅行業変更登録申請手数料	○	○	・11,000 円(現金又はクレジットカードによる納付が可能) ※釣銭のないようにお願いします。

(注1) ●▲印は、所定の様式があります。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合があります。